

今、霞ヶ関界隈は、特殊法人論議真っ盛りの暑い夏を迎えている。1981年の臨調以来、検討・議論が繰り返されてきた特殊法人改革が、今内閣によって実行されようとしている。8月の各省庁概算要求には、特殊法人の各事業を来年度も継続するのか、廃止・民営化を含めて他の方法に転換するのが方向づけられ、その後特殊法人組織のあり方が議論されると言われている。年内に2005年度を目標とした整理合理化計画がまとめられる予定である。

今回の特殊法人等改革は、77特殊法人と86認可法人の全てが検討対象である。廃止や統廃合などの組織論議の前に、事業の必要性・効果、その実施方法（特殊法人という形態による実施）の効率性・適切さが、評価・判断されることが特徴と言えよう。これによって、シンボリックに一部の特殊法人を廃止・統合するというこれまでの部分改革に対して、国の行政目的達成の1手法としてわが国の復興期、高度成長期を担ってきた特殊法人等を存在意義から見直す、抜本的改革が行われようとしている。

地方公共団体においては、特殊法人等に類似した手法として公社・地方公営企業等を設置している。住宅、工業団地、道路、上水道、工業用水道、公共交通、病院などの整備・運営を担い、特に高度成長期には、不足する産業・生活基盤の充実を通して、地域における産業立地と雇用創出、生活の充実に大きな役割を果たしてきた。これまで公社・地方公営企業等は、その時代毎の環境変化に対応するため、経営・事業改善に取り組んできたことも事実である。地域開発事業を例に取れば、70年代のオイルショックには事業スケジュールや事業規模の見直しで乗り切り、80年代前半は産業構造の変化に対応するため物流・研究用地など誘致対象の多角化を行い、後半は経営拡大のためにリゾート・駐車場など事業の多角化が行われた。そして、バブル崩壊以降の90年代は事業運営の効率化、財務内容の見直しなど経営基盤強化に取り組んできている。

しかし、“起債を主な財源として、先行的に産業・生活基盤を建設し、その分譲・利用収入によって償還する”という右肩上がりの経済環境、需要拡大期には馴染むが、需要縮小期には破綻しかねない仕組みを前提としていることの問題はなお大きい。今、必要とされている変革は、公社・地方公営企業等の使命・役割を再定義し、実施している事業の位置付けを明確にすることである。その上で、継続すべきは継続し、変えるべきは変えることであり、必要であれば組織自体の再編を行うことであろう。

一部の先進地方公共団体においては、住宅・工業団地などから公共は手を引き民間に任せてはどうか、上水道・工業用水道・道路・公共交通・病院などでは民営化・PFI・包括的な民間委託ができないかなど、検討が始められている。土地開発公社の保有する先行取得用地の一般会計による買取、上水道による包括的な業務委託、各事業におけるPFIなど制度的な整備も進みつつある。

公社・地方公営企業等は、地方公共団体の構造的課題（スリムな行政、財政制約、自己決定・自己責任など）とインフラ・不動産事業の構造的課題（需要低下、競合の激化、不良資産、事業の硬直性など）の二重の課題を抱え、新たな形態への転換をめざすべき時期にきている。

平成13年7月 社会システムコンサルティング二部 部長 水上耕一郎